

1 議 事 日 程 (第3日)

(平成28年第2回久山町議会定例会)

平成28年3月18日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第11号 福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第2 議案第12号 福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第3 議案第13号 久山町行政不服審査会条例の制定について (28久山町条例第5号)
- 日程第4 議案第14号 久山町行政不服審査関係手数料条例の制定について  
(28久山町条例第6号)
- 日程第5 議案第15号 久山町職員の退職管理に関する条例の制定について  
(28久山町条例第7号)
- 日程第6 議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
(28久山町条例第8号)
- 日程第7 議案第17号 久山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について  
(28久山町条例第9号)
- 日程第8 議案第18号 久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について  
(28久山町条例第10号)
- 日程第9 議案第19号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
(28久山町条例第11号)
- 日程第10 議案第20号 久山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
(28久山町条例第12号)
- 日程第11 議案第21号 平成27年度久山町一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第12 議案第22号 平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第13 議案第23号 平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第14 議案第24号 平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第15 議案第25号 平成27年度久山町水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第16 議案第26号 平成28年度久山町一般会計予算
- 日程第17 議案第27号 平成28年度久山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第28号 平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第19 議案第29号 平成28年度久山町下水道事業特別会計予算  
日程第20 議案第30号 平成28年度久山町水道事業会計予算  
日程第21 発議第4号 福岡県に公契約条例の制定を求める意見書  
日程第22 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願  
日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査  
日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査  
追加日程第1 議案第31号 平成27年度久山町一般会計補正予算（第5号）

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	有田行彦	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	吉村雅明
5番	阿部賢一	6番	佐伯勝宣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

5番	阿部賢一	6番	佐伯勝宣
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	総務課長	安部雅明
教育課長	松原哲二	税務課長	川上克彦
健康福祉課長	物袋由美子	田園都市課長	實淵孝則
上下水道課長	矢山良寛	経営企画課長	安倍達也
魅力づくり推進課長	久芳義則	町民生活課長	森裕子

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠利恵
総務課係長	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第11号 福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

○議長（木下康一君） 日程第1、議案第11号福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論を終わります。

議案第11号福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第12号 福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

○議長（木下康一君） 日程第2、議案第12号福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第12号福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第13号 久山町行政不服審査会条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第3、議案第13号久山町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしでありますので、これで討論を終わります。

議案第13号久山町行政不服審査会条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第14号 久山町行政不服審査関係手数料条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第4、議案第14号久山町行政不服審査関係手数料条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第14号久山町行政不服審査関係手数料条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第15号 久山町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（木下康一君） 日程第5、議案第15号久山町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第15号久山町職員の退職管理に関する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（木下康一君） 日程第6、議案第16号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第16号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第17号 久山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第7、議案第17号久山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第17号久山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第18号 久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第8、議案第18号久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第18号久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第19号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第9、議案第19号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第19号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第20号 久山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第10、議案第20号久山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第20号久山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第21号 平成27年度久山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（木下康一君） 日程第11、議案第21号平成27年度久山町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第21号平成27年度久山町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第22号 平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3

号)

○議長（木下康一君） 日程第12、議案第22号平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第22号平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第23号 平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（木下康一君） 日程第13、議案第23号平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第23号平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第24号 平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（木下康一君） 日程第14、議案第24号平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第24号平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第25号 平成27年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（木下康一君） 日程第15、議案第25号平成27年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

日程第15、議案第25号平成27年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第26号 平成28年度久山町一般会計予算

○議長（木下康一君） 日程第16、議案第26号平成28年度久山町一般会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

有田議員。

○1番（有田行彦君） じゃ、2つほどお尋ねいたします。

1つは、ページ48ページ、2款総務費、10目企画費、13節負担金、まちづくり活動助成金についてであります。平成27年度のまちづくり活動助成金30万円分であったが、上久原のかかし祭りについて10万円という説明がありました。今年も上久原かかし祭りがあるならば、久山町にとって大きなPR効果をされてると思いますので、やはりこれについてはそれなりの応分の助成金を増やす必要があるんじゃないかという気がいたしますが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 予算に上げてる、かかしの関係は、まちづくり団体の活動補助金としてかかしのグループといいますか、は補助をもらってあると思いますが、今言われてる上久原が、ふるさとかかし祭りという形でイベントをやってる、これが非常に町外にも話題で、いろんな久山町のPR効果というのも十分果たしてあるようには私も思っています。ただ、こういう団体を事業とか補助していくということは、これは当然今議員がおっしゃったように非常に町としても久山町の魅力発信という形で進めていく必要があると思っていますので、支援をしていきたいなとは思っていますが、ちょっとこれは整理をする必要があるんじゃないかなと、いわゆる従来の各行政区でやってあるいろんな行事と、いわゆる差別化といいますかね、どこまでをそういう新しい事業として、しかも集落じゃなくて町外をも対象とした、そういう活動に対して、まちづくり活動に対して、どこまで金額もありますけれども、金額は今条例では30万円最高としてるんですよね。ただ、その対象とする団体活動というのをもう少し整理せんにやいかんとちょっと思ってるのかなんですよ。それから、新年入ったら、できれば外部委員会みたいなんとを作って、今議員がおっしゃったように、これは十分そういう効果を發揮している、この活動については認められるよという、そういう委員会を役場が決めるのではなくて、ちょっと外部の人たちと、そういう組織を作って、これは大きな組織じゃなくて、いいと思うんですよ。だから、評価基準というのをきちっと決めて、最高額これまでこういう活動に対しては補助していこうと、そういうちょっと整理をさせていただきたいなと思っています。だから、十分今議

員がおっしゃるように、そういうあれだけ話題性になってるといふか、活動は認められるんですけど、ただ、今のかかしのほうは、かかしグループは活動助成金としてまちづくり団体として認めてますので助成はできるんですけど、今、上久原でやってある、ふるさとかかし祭り、ちょっとその辺が所在が明確でないといひますか、今言ってるように、だから上久原だけのそういう祭りなのか、それともそういう要は、これからさっき言った基準を決めろと言ったのはそこであって、どういうものが、そういうまちづくり活動としての補助対象となるかというのは、ちょっと基準をきちっと決めとかと、じゃうちのやってるこれは、どうなるんかとかという形が必ず出てくると思っていますので、そこをちょっと整理させていただきたいなと思っています。上久原の今の場合は、上久原の事業としてやってある部分と、その中にかかしグループというのがあって、これがちょっとどっちが主体なのかというの、ちょっと明確でないところがあるから、町としてかかしの団体に補助するというのは、もうそういうまちづくり、かかしの活動事業として今条例を適用して渡していますので、あのイベント全体をどう評価するかというのをもう少しきちっと基準を定めて、当然そういう町の活性化に、あるいはPRに効果があるものについては、町としてもしっかり補助をしていきたいと思っています。ちょっとその整理だけを先。

○議長（木下康一君） 有田議員。

2点あると言われましたので、一括してやりますので、もう一点ちょっと許しますので、もう一点を言ってください。それから2問入ってでお願いします。もう一点を上げていただきたいと思います。

○1番（有田行彦君） もう一点は、51ページの魅力づくり課の関係の15節、オリーブの栽培事業費について、実は先日現地調査をこれは、させていただいたんですね。そしたら、町が今度オリーブを植えるために購入されてるところだけが、ちょっと狭いんじゃないかと、仮の植えとるような状態で植えるということになりますと、それでちょっと現地を見ますと、ちょうど町が買った土地と土地との間に民有林があるごたあですね、これもできたら分けていただけるように土地の所有者にお話しされたらいかがかなという気がいたします。

さっきの2番目で誠に不規則な質問の形になって申しわけないんですが、今、かかし祭りの件でいろいろと基準があるというような説明をされました。私もそれを聞きよってよくわからない、はっきり言って。それで、例えば、かかし祭りを上久原の地域の人が一生懸命やってあるけれども、実は助成金が少ないっちなあと、例えば助成金が少ないっちなあとというような声が出た場合に、こういう基準がありますよ、こういう方法でやっていただけんですかといったような対話を、町長、手短においでになるから、そういう対話

をされるべきではなかろうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） オリーブについては、今おっしゃってたところは確かに、ちょっとあります。私もちょっとそれは考えておりました。だから、今おっしゃってる部分については、できれば購入したほうがいいかなと私も、借地ではちょっと、必要ならば、やっぱり町有地の場所が適当なところがあれば、それはまたしていきますけれども、それはちょっと今検討させていただきます。

それから、オリーブについてはついでに言いますと、新年度に、新年度というか27年度で今度地方創生の特別枠がありましたよね。オリーブ事業というの、それ提案しているんですけども、昨日宮内事務所から連絡があって、100%ついたということがありましたので、今後そういう形で場所等も含めてちょっと進めてまいりたいと思います。

それから、上久原の分ですけれども、補助金が、もともと発想は地元でそういう地域を活性化しようということで、されてる事業ですから、基本は地元でやろうという趣旨なんです、上久原の場合。だから、やってるうちに助成が足りないからできないと、これちょっと本末転倒になってくると思いますので、そうではなくて、そういう意味でも、きちっとこの事業はどういう目的でどういう効果を生み出そうとしてるのかというのをきちっと主催者からも出してもらわないと、それが審査の対象になるわけですから。そういう形で何かイベントをやったから、やるから事業をくれという形じゃ、なかなか私はいけないんだらうと思ってます。そういうイベントであれば、もう一回限りの助成金という形、これはそういうやり方をしてるところもあります。自治体によって、こういう何か大きなイベントをやったときには、それに対する助成金を出しましょう、ただし一回限りですよという形の。だから、継続してその地域の活性化とか町のPRをやる、効果をもたらすような事業を何か町民の、住民の方がやっていこうとすれば、それをサポートする、これやぶさかじゃないんですけれども、きちっとそこにはそのイベント事業の目的とか趣旨とか効果というのをきちっと目的を持ってもらって、それを今度は検証していけるような形にしとかんと、じゃいつまで助成するのかということもありますので、そういう意味では、さっき言いましたように、そういうところの基準といいますか、それをまず早急に作ってきたいと思います。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） かかし祭りにつきましては、もうそろそろ今年のかかし祭りに対する準備委員会みたいなことをされてるかもわかりませんので、早目にそういうことをそういったところにお知らせしていただけたらと思います。

以上。

○議長（木下康一君） ほかに。

本田光議員。

○8番（本田 光君） ちょっと2点ほどお尋ねします。

1つは、56ページから57、58ページであります。今年夏には参議院選挙、ひょっとしたら同時選挙になりやしないだろうかという一部マスメディアの報道もあります。また一方、町長選挙が10月11日告示、そして10月16日が投票日という、確定しているようであります。そうした中で、いわゆるこの18歳選挙権ですね、この関係の啓発関係、これは委員会等あたりでも若干聞かせていただきましたけども、それぞれの高等学校等あたりでは、それなりのいろんな指導がなされとるというふうに思っておりますけども、ただ本町においてどういう政策のもとに施策というか、そういう方向のもとになされとるか、その点をお尋ねしたいと思います、第1点。

それから第2点は、もう第1点ずつ行きますかね、1つずつ。

○議長（木下康一君） もう一緒に、一括であげてもらわないとだめです。

○8番（本田 光君） 第2点は、これページの92ページですね、農業振興費、これは当然立木補償等の関係が1,724万4,000円が計上されています。これは観光交流センターに関連したいわゆる立木補償です。確かに用地は当然、公共用地になってますから、一般質問等あたりでも質問しましたように、公共用地に当たっては、当然住民の納得できる利用の方法ですね、これをとるべきだと。それからまた、この立木補償等あたりが移転ということも聞いておりますけども、これはそもそも25年度を26年度に繰り越したりそのまました関係の予算を使われておったという関係も一部ありますし、やっぱりこうしたことが本当に町民から捉えてみると、この観光交流センターが2年にわたって、やっとな廃止という方向になったわけです。ですから、当然この議会もいろんな点から反省するところもあるけども、やはり執行部において特に急いで土地を購入して後に立木まで交渉しなければならないようになったという経過ですね。こうしたことを含めて、こういうことが二度とないような方法策をどう仕上げていくかということが大事だと思います。ですから、僕が言いたいのは、そうした執行部はある程度対処するというんじゃなくて、慎重な対応で今後の町政の施策を実行してもらいたいと思いますが、その2点について町長にお聞きします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 選挙に関しては、ちょっとまだ行政として18歳以上の取り組みという、これは、まず選挙管理委員会のほうで、そういうことをいろいろ検討していただきたいなと思っています。それぞれ町内には高校はないんですけれども、各学校ではやってあ

るところもあるので、行政としてどこができるのかというのは検討していきたいと思っています。私は選挙管理委員会が何らかのそういう啓発等はされると思いますけれども、行政のほうも今度から新しく始まりますので、啓発はやっていきたいと思っています。

それから、立木補償の今度の問題につきましては、観光交流センター事業というのは、当初スタートしていこうという形で出発して、途中でいろんなことがあって、やっぱりだめだということで、本田議員がおっしゃったように、こういうことは今後ないように、私たち行政のほうもしっかりやっていかな、いかんと思っています。ただ、観光交流センターの土地の購入というのは、これはばたばたやったわけじゃなくて、町の議決を通して国の補助というのがきちっと認可されついた事業だったから、これは定められた年度内に予算執行する必要があったということで土地を買っていたんですけれども、ただ先ほど言いましたようにお互い執行部、議会が意思統一して事業というのは、ただスタートして、スタートするところが大事だろうと思うんですよね。スタートすれば、我々だってそりゃ進まないかん。本当は今回のような事態になるというのは、お互いこういうことがないようにしなくては、一番迷惑かけるのは町民の方にはだろうと思いますので、これは十分に反省したいと思っています。今回の立木補償については、そういうことで事業がもう中止になりましたので、土地は購入したわけですから、立木補償については今回新年度の予算で上げさせていただいていますので、ぜひ御理解いただきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 本田議員。

○8番（本田 光君） 最初、18歳選挙権の件ですね、これについては、今町長も言われたように選挙管理委員会がありますし、選挙管理委員会と事務局を含めて十分な体制のもとに啓発活動を何らかの形で町の広報紙等あたり使われてもいいんじゃないかと思えますし、そこらあたりも含めて対処願いたいというふうに思っています。

それから、2番目の質問の立木補償の関係ですね、こうしたことは、確かに議会と執行部とで意見の違いは出てくるのは当然出てくる可能性は今後もあると思いますが、ここで本当に町民に迷惑かけちゃならないという点ですね、これは一致します。ただ、一つの流れとして順序を踏まえて、ぜひ今後こういうことがないような対処を願いたいと思いますが、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 18歳以上の選挙権の分については、管理委員会のほうと話しながら積極的に提案等やっていく必要があると思っています。

それから、立木補償の関係については、もうおっしゃったとおり、今回の立木補償もそうなんですけど、一番迷惑こうむっているのは地権者の方だろうと思いますので、こうい

うことがないよう、今後はきちっとよく議論した上で事業のスタートをさせていただきたいと思っています。

○議長（木下康一君） ほかに。

松本議員。

○9番（松本世頭君） 私も92ページの件についてお伺いをいたします。

まず、農業活性化推進委員、恐らくこれは明日の農業を考える会の提言もなさないかんことだと思っております。実際明日の農業を考える会の提言は、農地の利用調整、集約化を図るための協議と農業法人の立ち上げということでございまして、それで私、お願いしたいのは、農業法人の立ち上げについては、町もしっかり、かかわっていかないかんと思いますけれども、最終的には民間にされるのが筋じゃないかと私は思っておるところでございまして、その辺について1点お聞きしたいと思っております。

次に、1,724万円の立木の補償費の件でございます。この件については、再三再四、当初予算、26年3月は1億9,000万円は5、4で可決いたしましたけれども、その後、3回にわたって修正案が可決された中での、強引に土地を、もちろん観光交流センター実現のために買われた土地だと思っておりますけれども、私たちからしてみれば強引に用地を買収されたと、そういうふうを考えております。正直言って町民、議会を無視した行為と私は思っておるわけでございます。その辺について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 最初の農業法人の関係ですけど、明日の農業を考える会から私のほうにそういうこれからの久山町の農業のあり方について提言をいただいております。議員の皆様にもお配りしたんじゃないかなと思っておりますけども。ここに書いてあるように、もう本町は米一本で来た農業でしたけれども、これからはとても米では農業経営は、特に本町の場合、経営規模が小さいということもあってやり方がない。そうすると、いずれにしても都市近郊型の農業に切りかえる必要、一方で久山町のおいしい米と言われているわけですから、米づくりがきちっとできるような管理体制をとっていかないかん。今言われましたそういう中で提言されているのは、個人個人じゃなかなかできないよということで、都市近郊型に変えていくにしても、それをリードしてくれる農業法人なり、あるいは株式会社あたりが必要だということでございます。ただ、まだ久山町には、今、一企業でその農業法人とか民間でされてるところありますけれども、どうそういう農業法人を作って誰がやるのかというのがありますので、まずはやはり行政がしっかり関与して、その仕組みを作って、ある程度軌道に乗れば、議員がおっしゃったように民間の法人にしていきたいと思

ています。

それから、立木補償の件については、先ほど意見ありましたように、最初スタートして、途中で反対の意見が強くなったんですけれども、反対されてる側からすれば、今おっしゃったように町が強引にやったように見えたかもしれませんが、先ほど言いましたように行政としては最初議決をもらってスタートし、国の認可まで受けて補助金がついた事業に対して、これは一定の5年間という期間があるわけですから、我々は最後までやるべきだという考えでいきましたので、あそこで土地を買っておかないと、その事業がもう自動的に国の補助申請のあの事業の中へ乗らないという危機感がありましたので、その分については議決をいただいたので執行させていただいたんですけれども、結果的に事業そのものはできないという形になったので、議員がおっしゃるような形になってしまったのは、私としても非常に残念だったと思いますけれども、こういうことが今後ないように努めてまいりたいと思いますので、議会の方も御了解いただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） それでは、先ほどの農業法人の件ですけれども、立ち上げについては町もしっかり絡んで、ひとり立ちできるまでは、将来的には民間に委託というか任せるといっていただきたいと思います。この度、立木の購入された土地の件については、今後農業活性化も含めていろんな角度から十分協議をされ、その土地が久山町の起爆剤になるよう利用していかなければならないと思っております。そのためにも議会と執行部が両輪となってしっかり協議していただきまして、町民が納得した土地利用についてできるように協議していくべきだと思っておりますので、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 松本議員がおっしゃったとおりだと私も思ってます。そのように基本的にさっき提言があったように、新しい久山町のこれらの農業振興を基本として、町の活性化のためにこの土地も買ってるわけですから、非常にそういう効果が出る形を町民の方に納得できるような形で土地の活用をしていきたいと思っております。

○議長（木下康一君） ほかに。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） では、私は37ページ、これ何か入れ違いがあるみたいで、これ、このページ、そのままいくと37ページですね、議会費、19負担金の補助及び交付金、これは職員手当等ですね、地域手当、再任用19万6,000円、管理職手当、再任用45万1,000円、期末勤勉手当、再任用72万2,000円について、これは担当課長に確認しましたが、議会事務

局長の再々任用の予算ということでございます。これについて町長に質問いたします。

まず、議会事務局長の任命、これ再々任用に関しまして、私は当初権限は議長にあるのかなと思っておったんですが、担当課長が町長に権限があるということでございました。ということは、この行政と議会という車の両輪ですね、これを下支えする議会事務に不都合が生じましたら、これは町長の任命責任が問われるものであるということでございます。町長おっしゃっておられますように議会のことだからお答えを控えさせていただきますということでは全く済まないということになります。それで、お伺いいたします。議会は平成25年度、議会事務局が新体制になりまして、それ以降、いろいろな混乱が生じております。これは私以外の議員の口からも、前はこんなことあり得なかったというような、そういった言葉が複数ございます。ここで全て紹介することはしません、割愛いたしますけれども、町長、そして町行政にかかわりますこと、幾つか申します。

まず1つが、一般質問でも私何回も取り上げております平成26年6月議会、議会一般質問の会議録の改ざんの問題。これいまだに町長、具体的な回答していません。2、平成26年12月議会最終日、第64号議案土地取得についてをめぐる議会内の混乱と、その後、議会だよりの紙面において個人攻撃記事、これは町民から非難ごうごうでした。3、ここ2回続いております久山議会だよりの一般質問の内容不掲載の問題、これにより町民の知る権利を侵害して町民に情報損害を与えている。これも今町民から非常にこれは不評を買っていると、反発を覚えている。2と3については、これ、私、情報公開請求をかけまして、久山町情報公開審査会上げておりまして、私の口頭陳述まで終わっております。あとは結果を待つだけなんですけれども、非公式な見解でありますけど、これは処分庁というんですかね、議会側、これがかなり不利な状況であります。そこで、お伺いしたいのは、この3点を含む情報公開審査会上げております諸問題は、全て議会事務局の不勉強と管理不行き届き、チェックの不備によるこれは不祥事、混乱でございます。町民にも迷惑をかけてる状態になっておるんですが、それでも町長が再々任用に踏み切った理由というのは何でしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 人事権は私の権限の範囲でございますので、この内容についてお答えする必要はないと思っています。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 確かにそうでございます。しかし、先ほど言いましたように町民にも迷惑がかかることになっているということでございます。それで、ちょっとお伺いしますが、定年制の延長によりまして今65歳まで雇用できるということも一つ理由になるろうかと



地位を大事にしなければならないと思いますし、動議を提出します。

(6番佐伯勝宣君「了解しました」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) ただいま動議が出ましたが、賛成の方おられますか。

動議が成立しますが、今の発言に対し佐伯議員に慎重に発言を求めたいと思います。

(6番佐伯勝宣君「わかりました、はい、わかりました」と呼ぶ)

.....後刻、また。

(8番本田 光君「それと」と呼ぶ)

ちょっと、まだ発言、動議が成立しましたので、慎重に発言をしていただきたいと思います。

(6番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ)

(8番本田 光君「それからもう一点」と呼ぶ)

本田議員。

○8番(本田 光君) 今、動議を出しましたけども、成立しました。そして、同時に議事録から削除するんだっけらしていただきたいと思います。

(6番佐伯勝宣君「ああ、そうですか、まあいいですよ、はい、どうぞ」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) ただいま発言の取り消しでございますので、後刻、議長のほうで議事録を、今、発言の取り消しを求める意見が出ましたので、賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(木下康一君) 起立多数でございますので、発言を取り消しさせて、後で後刻、議長のほうで議事録を見まして処理をさせていただきたいと思っています。

(6番佐伯勝宣君「了解しました、議事録」と呼ぶ)

佐伯議員、3回目の質問です。

.....

.....

○議長（木下康一君） 佐伯議員、答弁を求めない質疑はありませんので。

○6番（佐伯勝宣君） わかりました、じゃ、求めます。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

（6番佐伯勝宣君「町民がかかわります、以上です、はい、結構です」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 佐伯議員、注意いたします。

（6番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ）

許可なしに発言は許しません。

（6番佐伯勝宣君「ちょっと今、・・」と呼ぶ）

再度注意いたします。発言はやめてください。もう終わりました。

（6番佐伯勝宣君「.....」と呼ぶ）

佐伯議員、佐伯議員。

（6番佐伯勝宣君「取り消してください、まあいいですよ、終わってもいいですが」と呼ぶ）

注意いたします。

（6番佐伯勝宣君「.....」と呼ぶ）

佐伯議員。

（6番佐伯勝宣君「動議、動議」と呼ぶ）

佐伯議員。

（6番佐伯勝宣君「.....」と呼ぶ）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第26号平成28年度久山町一般会計予算に対して反対討論を行います。

2016年度地方財政計画が2月9日に閣議決定されました。政府の予算全体は消費税を前提としながら社会保障の改悪、大企業減税、軍事費増などの予算となっております。地方行財政の分野では、地方交付税へのトップランナー方式の導入、自治体連携の促進、行政サービス、公共施設等のシェア化や民間委託化の推進など重大な問題を含んでいます。安倍内閣の経済政策、いわゆるアベノミクスが日本経済と国民の暮らしに何をもたらしたのか、国民の暮らしは政府が言う景気回復のかけ声と乖離し、どこが回復したのかと言われるぐらい貧困と格差が広がり深刻になっています。国の政治がひどいときだからこそ、住民の目線に立った政策、住民の暮らし、福祉、教育、農林漁業を大切にすること、その充実が強く求められています。先ほど質問しましたように観光交流センター、道の駅・食のひろば事業計画は断念となりました。しかし、既に取得しておる土地については、住民が納得できるような有効活用を図るべきであります。平成28年度町一般会計歳入歳出予算内容を見て民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費など大いに賛成できる款項目はありますけども、本予算案を総合的に見て賛成できません。今、特に住民欲求が強いのは上久原地区の区画整理事業の完全完成、2つ目には公共交通、特にイコバス、コミュニティバスにかわる交通手段の確保、あるいはまた定住住宅の促進、また子育て施策の充実等々を見定めなければならないというふうに考えております。

以上を指摘し、反対討論といたします。

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言者を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に賛成者の発言を許します。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 反対がありますので、賛成もさせていただきます。

今回の当初予算におきましては、明日の農業を考える会の提言もありますけども、農業振興の中でも新しく新事業を組み入れてあります。そういうような形で久山町の活性化になお進めてもらいたいと思いますので、今回の予算につきまして賛成といたします。

○議長（木下康一君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第26号平成28年度久山町一般会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第27号 平成28年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（木下康一君） 日程第17、議案第27号平成28年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第27号平成28年度久山町国民健康保険特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第28号 平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（木下康一君） 日程第18、議案第28号平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第28号平成28年度久山町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第29号 平成28年度久山町下水道事業特別会計予算

○議長（木下康一君） 日程第19、議案第29号平成28年度久山町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第29号平成28年度久山町下水道事業特別会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第30号 平成28年度久山町水道事業会計予算

○議長（木下康一君） 日程第20、議案第30号平成28年度久山町水道事業会計予算を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第30号平成28年度久山町水道事業会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第4号 福岡県に公契約条例の制定を求める意見書

○議長（木下康一君） 日程第21、発議第4号福岡県に公契約条例の制定を求める意見書を議題といたします。

本件について委員長報告を求めます。

松本第1委員長。

○第1委員長（松本世頭君） 発議第4号福岡県に公契約条例の制定を求める意見書について御報告をいたします。

3月15日、第1委員会において慎重審議いたしましたところ、発議第4号福岡県に公契約条例の制定を求める意見書については、緊急性の必要がない等の意見が多数で、原案を否決いたしました。

報告を終わります。

○議長（木下康一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

発議第4号福岡県に公契約条例の制定を求める意見書について、委員長の報告は否決です。本件を委員長の報告のとおり否決とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本件は否決と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願

○議長（木下康一君） 日程第22、請願第3号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

松本第1委員長。

○第1委員長（松本世頭君） 提案審査報告書。

本委員会に付託された請願審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により御報告をいたします。

請願第3号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願について、久山町議会としても全ての子ども・子育て支援については保育の量的拡充及び質の改善が必要であるという意見が多数で採択となりましたことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

請願第3号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願。委員長の報告は採択です。本件を委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本件は採択と決定いたしました。

お諮りします。

ただいま採択しました請願に係る子ども・子育て支援新制度に対する意見書を内閣総理大臣ほか関係機関へ提出することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（木下康一君） 日程第23、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち久山町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し入れがっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

○議長（木下康一君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期の日程など議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し入れがっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま町長から議案第31号平成27年度久山町一般会計補正予算（第5号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

議案第31号平成27年度久山町一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第31号 平成27年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（木下康一君） 追加日程第1、議案第31号平成27年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度久山町一般会計補正予算（第5号）を提案するものであります。既定の歳入歳出予算の総額46億1,098万4,000円に歳入歳出それぞれ5,166万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,264万9,000円とするものであります。歳出の内容は、商工費、観光費の観光交流センター等整備事業費国県支出金精算返納金5,166万5,000円であります。財源となります歳入の内容は、繰越金5,166万5,000円であります。

詳細につきましては委員会で担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（木下康一君） ここでしばらく休憩いたします。

本会議の再開については、後ほどお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 本会議を再開いたします。

追加日程第1、議案第31号平成27年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

追加日程第1、議案第31号平成27年度久山町一般会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回久山町議会3月定例会を閉会します。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時07分